

## 館山市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和6年1月5日（金）16時00分～16時50分

2. 開催場所 館山市役所本館2階会議室

3. 出席委員 (8人)

会長	8番	杉田恒雄
会長職務代理者	2番	中村保宏（欠）
	1番	尾形玲子
	3番	北見富夫
	4番	山川みき子
	5番	寺田哲雄
	6番	三上英男
	7番	小田喜承示
	9番	山崎日吉

4. 議事録署名委員の指名

5. 議事日程

議案第1号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第4号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第5号 農地利用最適化推進委員の欠員に伴う委嘱について

報告事項 第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

報告事項 第2号 農地移動適正化あっせんの申出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	石井 良市
副主幹・農地係長	山口 徳康
主任主事	杉田 岳彦
主任主事	吉川 美保

## 7. 会議概要

議長

ただ今から、令和6年第1回館山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は8名です。よって総会は成立することを宣言いたします。

なお、館山市農業委員会会議規則第14条の規定により、委員会の会議を公開といたします。

次に館山市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員について、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは、5番 寺田委員、6番 三上委員 をお願いします。

なお、第5条申請に基づき、担当地区における現地調査を実施した農地利用最適化推進委員に、現地調査に基づく意見を述べてもらいます。

これから議事に入りますが、質問等ある農業委員は挙手して議席番号を言ってから簡潔明瞭をお願いします。

なお、携帯電話はマナーモードをお願いします。

はじめに、議事日程第1 議案第1号 「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題とします。

説明に入る前に、担当の農水産課職員をご紹介します。農政係の御子神副主幹と安西主任主事です。

案件は、農振農用地の除外申立てが2件と除外済地の計画変更が1件です。

「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2」に基づき、館山市長より、この原案に対する農業委員会の意見を求められたため、本日午後2時より小委員会を開催し、審議を行いました。

小委員会では、説明を受けた後、現地調査を行い、審議し、農地法の観点から判断した結果、除外等3件について「除外又は変更はやむを得ない」という意見としました。

それでは、農水産課より、詳しい説明をお願いします。

主任主事

農水産課の安西です。よろしくをお願いします。それでは、座らせて説明させていただきます。

館山市農業振興地域整備計画の変更についてですが、一般的には農振農用地の除外のことを言います。館山市が優良農地の確保・保全に努めるため、特に農業振興を図っていく地域を「農用地区域」として設定し、「農業振興地域整備計画」を策定しています。農用地を除外

するにあたり、農業振興地域整備計画を変更するものです。

農用地除外の申立の受付の締め切りは、年2回あり、6月15日と12月15日ですが、今回は、令和5年12月15日に締切った農用地除外申立2件及び農用地除外済地の計画変更申立1件の説明をさせていただきます。

農振農用地の除外に当たっては、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法において定められている要件をすべて満たすとともに、農地法など他法令の許認可見込みの有無を確認することが要件となっています。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2により、農業振興地域整備計画を変更するときは、農業委員会の意見を聴くものとなっていますので、先日農業委員会会長に意見の提出をお願いし、本日委員の皆様にご足労いただいた所でございます。

それでは、お手元の資料にしたがいまして、説明したいと思っております。

まず、1枚目をめくっていただき、1ページの農用地除外申立一覧をご覧ください。

除外案件1のご説明をさせていただきます。

申請者は、館山市八幡533番地の山崎 隆輔（ヤマザキ リュウスケ）さんです。

事業計画者は館山市北条1713番地5の株式会社wellstone（ウェルストーン）です。

申請地は、館山市八幡字上浜田（カミハマダ）119番1、現況地目は畑、地積は247㎡、同119番2、現況地目は畑、地積は214㎡です。合計面積は461㎡になります。

土地の権利関係は売買で、事業計画は障害者グループホーム及び駐車場です。

3ページが位置図、4ページは周辺土地利用状況図で黒塗の部分で申立地になります。5ページが公図の写し、6ページが土地利用計画図及び排水経路図、7ページ、8ページが平面図、9ページが立面図となっています。

申立理由についてですが、申立地は、長い間休耕地となっている土地であり、地権者が知り合いに委託して年に数回の草刈り等の管理を行ってきましたが、高齢となってきたため、現在は管理も困難となっております。また地権者及び親族に耕作できる者がいないため、近隣の農家等に借りてくれる方がいないか探していたものの、そのような者は見つかりませんでした。

耕作予定の立たない土地の管理のみを続けていくのは困難と考え、雑草による害虫の発生や花粉等により周囲の農地及び近隣住民に迷惑が掛からないよう、今後の土地管理も含め代替利用してもらおうのが最善の状況と考えていたところ、株式会社wellstone取締役の石井様より今回の計画案をご紹介いただき、少しでも館山市の福祉

への貢献ができればと思い、本申立を計画するに至ったとのことです。

また、北側及び東側は市道及び宅地となっており、西側の農地については北側の土地を進入路として管理がなされているため、本申請地が計画通りに転用されたとしても、既存の農地を分断することもなく、効率的な農作業を行うために必要な連坦性を損なうおそれもないと考えたそうです。

同意状況としては、農家組合長から同意を受けております。また、安房中央ダムの受益地ではありません。

1 ページに戻っていただき、農用地除外申立一覧をご覧ください。除外案件 2 のご説明をさせていただきます。

申請者は東京都調布市上石原（カミイシワラ）3 - 1 1 - 2 グリーンハイツ 1 0 2 の山村 豊（ヤマムラ ユタカ）さんです。

事業計画者は館山市亀ヶ原 6 8 2 番地 3 の白幡興業株式会社です。

申請地は館山市北条正木字下ノ原（シモノハラ）7 4 2 番、現況地目は田、地積は 1, 5 7 6 m<sup>2</sup>、同 7 5 3 番 1、現況地目は畑、地積は 7 7 3 m<sup>2</sup>、同 7 5 3 番 2、現況地目は畑、地積は 8 1 6 m<sup>2</sup>、同 7 5 4 番 1、現況地目は畑、地積は 3 9 6 m<sup>2</sup>、同 7 5 4 番 2、現況地目は畑、地積は 3 8 6 m<sup>2</sup>です。合計面積は 3, 9 4 7 m<sup>2</sup>になります。

権利関係は売買で、事業計画は建売分譲住宅 2 0 棟です。

3 ページが位置図、1 0 ページが周辺土地利用状況図で黒塗の部分が申立地になります。1 1 ページが公図の写し、1 2 ページが土地利用計画図、1 3 ページが排水経路図、1 4 ページから 2 1 ページが平面図及び立面図となっています。

申立理由についてですが、長期間耕作を行っていない場所で、農地の維持管理も難しく、十分に管理できない状態のため、今後の管理に苦慮していたところ、白幡興業株式会社より住宅地として建売分譲住宅を建築したいとの申し入れがあり、計画に賛同したとのことです。

同意状況としては、農家組合長、水利組合長及び隣接農地所有者から同意を受けております。また、安房中央ダムの受益地ではありません。

2 ページに戻っていただき、農用地除外済地の事業計画変更申立一覧をご覧ください。

計画変更 1 のご説明をさせていただきます。

こちらの案件は平成 1 9 年 6 月 1 1 日付で千葉県より除外の同意を受けているものの計画変更になります。

計画変更の申請者は群馬県前橋市亀里町（カメサトマチ）9 0 0 番地の株式会社ベイシアです。

事業計画地は館山市高井字上畑作（カミハタサク）1 7 8 4 番、現況地目は田、地積は 2, 4 6 8 m<sup>2</sup>、同 1 7 8 5 番、現況地目は田、地積は 2, 0 4 1 m<sup>2</sup>、同 1 7 8 6 番、現況地目は田、地積は 6 7 3 m<sup>2</sup>、同 1 7 8 7 番、現況地目は田、地積は 2, 7 0 3 m<sup>2</sup>です。合計面積は

7, 885㎡になります。

事業計画についてですが、変更前はホームセンターカインズの従業員駐車場で、変更後はスーパーベイシアの店舗建設です。

3ページが位置図、22ページが周辺土地利用状況図で白黒の部分が計画変更地になります。23ページが公図の写し、24ページが土地利用計画図、25ページが排水経路図、26ページが平面図、27ページが立面図となっています。

変更理由についてですが、変更前の計画ではスーパーベイシアはホームセンターカインズの敷地内に建設予定だったが、別店舗の建設や駐車場の増設によりスーパーベイシアの建設場所がなくなってしまったため、ホームセンターカインズの従業員駐車場予定地にスーパーベイシアを建設する計画になったとのことです。駐車場についてはスーパーベイシアの周りに100台分を計画しています。

計画変更に対しての同意状況としては、土地所有者、土地改良区、工区長、隣接農地の所有者と耕作者から同意を受けております。また、安房中央ダムの受益地ではありますが、既に除外済みのため、影響はございません。

以上で農水産課の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたが、ご質問等ございますか。

質問等ないようですので、お諮りいたします。

小委員会の決定どおり、農振農用地除外の2件について、「除外はやむを得ない」、農振農用地除外済地の事業計画変更の1件については「変更やむを得ない」としてよろしいか、賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

賛成とする者全員と認め「除外はやむを得ない」及び「変更やむを得ない」として決定いたします。

以上で農振除外関係の審議を終了します。

ここで農水産課職員は退席します。

つづきまして、議事日程第2議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の2から4ページ、整理番号1から10について審議します。そのうち、整理番号1の案件は、農業委員に関する案件です。農業委員会法第31条の規定による、議事参与の制限にあたりますので、審議開始から終了までは、農業委員には退席をお願いします。

農業委員退席により、暫時休憩といたします。

(農業委員 退席)

休憩前に引き続き、会議を再開します。整理番号 1 について審議します。それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の 1 ページ、整理番号 1 所在地は 竹原 正光 3227 番、登記地目、現況地目、共に田で 2932 m<sup>2</sup>の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、千葉市中央区にお住いの 59 歳の方、譲受人は市内竹原にお住いの 69 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業経営規模を縮小するため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け、水稻を栽培し、農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

まず、第 2 項第 1 号関係では、申請書により、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第 2 項第 4 号関係では、申請書から従事日数は 150 日を超えており、該当しません。

また、第 2 項第 7 号関係では、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

よって、「許可」と判断します。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

質問、意見等ございますか？

質問、意見等ないようですので、お諮りいたします。

事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求めます。

賛成の農業委員は、挙手を願います。

【挙手】

「承認」とする者全員と認め、「承認」として、決定いたします。

農業委員の入室により、暫時、休憩とします。

(農業委員 着席)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

残りの案件について審議します。事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料 2 ページ、整理番号 2 所在地は 館山 梅田 281 番 11、登記地目、現況地目、共に畑で 243 m<sup>2</sup>の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内上真倉にお住いの 76 歳の方、譲受人は市内館山にお住いの 62 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業経営規模を縮小するため譲り渡します。

譲受人は自宅に近いこの農地を譲り受け野菜を栽培し、農業経営をしたいとのことです。

整理番号 3 所在地は 沼 野庭 396 番 2、登記地目、田、現況地目、山林で 535 m<sup>2</sup>の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内沼にお住いの 72 歳の方、譲受人は市内上真倉にお住いの 47 歳の方です。

事由としては、譲渡人は管理が困難なため譲渡します。

譲受人はこの農地を譲り受けびわを栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号 4 所在地は 下真倉 金堀 483 番 1、外 2 筆、登記地目、田、現況地目、共に田で合計 2660 m<sup>2</sup>の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内上真倉にお住いの 39 歳の方、譲受人は市内下真倉にお住いの 76 歳の方です。譲渡人の亡くなった息子さんの妻です。

事由としては、譲渡人は農業をしていないため譲渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け水稻を栽培し、農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

整理番号 5 所在地は 香 <sup>からやつ</sup> 彼地谷 431 番 2、登記地目、現況地目、共に畑で 364 m<sup>2</sup>の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内香にお住いの 85 歳の方、譲受人は市内香にお住いの 46 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業経営規模を縮小するため譲渡します。

譲受人は自宅に隣接するこの農地を譲り受け野菜を栽培し、農業経営をしたいとのことです。

整理番号 6 所在地は 稲 古屋敷 331 番 1、登記地目、現況地目、

共に田で 952 m<sup>2</sup>の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内稲にお住いの 75 歳の方、譲受人は市内二子にお住いの 72 歳の方です。

事由としては、譲渡人は今後、耕作の見込みがないため譲渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け水稻を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号 7 所在地は 大井 小田辺 1724 番、登記地目、現況地目、共に田で 854 m<sup>2</sup>の贈与による所有権移転の案件です。

譲渡人は、岩手県久慈市にお住いの 62 歳の方、譲受人は市内大井にお住いの 62 歳の方です。

事由としては、譲渡人は相続したが遠方に居住しており耕作できないため譲渡します。

譲受人は所有農地に隣接するこの農地を譲り受け水稻を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号 8 所在地は 竜岡 久保 68 番 1 外 10 筆、登記地目、現況地目、共に田が 3302 m<sup>2</sup>、共に畑が 1506 m<sup>2</sup>、合計 4808 m<sup>2</sup>の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、群馬県太田市にお住いの 66 歳の方、譲受人は市内竜岡にお住いの 66 歳の方です。

事由としては、譲渡人は遠方に居住しており耕作できないため譲渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け水稻及び菜花を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号 9 所在地は 正木 干潟 1165 番 3 外 2 筆、登記地目、田、現況地目、共に雑種地で合計 483 m<sup>2</sup>の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、南房総市にお住いの 54 歳の方、譲受人は南房総市にお住いの 39 歳の方です。

事由としては、譲渡人は相続したが農業をしていないため譲渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け花木や果樹を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号 10 所在地は 船形 宇田川 357 番、登記地目、田、現況地目、畑で 19 m<sup>2</sup>の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内船形の方の相続財産管理人、譲受人は市内船形にお住いの 70 歳の方です。

事由としては、譲渡人は相続人がなく、耕作者がいないため譲渡します。



譲受人はこの農地を譲り受け芋類を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

全ての案件において、申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号関係では、申請書により、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第2項第4号関係では、申請書から従事日数は150日を超えており、該当しません。

また、第2項第7号関係では、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

よって、「許可」と判断します。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第3議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の5から6ページ、整理番号1から6について審議します。事務局より、説明をお願いします。

主任主事

整理番号1と2は一体での利用ですので、一括して説明いたします。所在地は佐野藤原方708番1外4筆、登記地目、全て田、現況地目、全て畑で合計938.53㎡の売買による所有権移転の案件です。

申請人は東京都あきる野市の法人です。

転用の事由及び施設は、都心にも近く、自然豊かな当地域に、社員研修及び福利厚生施設としてドッグランスペース等を備えた保養所、鉄筋コンクリート造、2階建て66.44㎡を建てたいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められ

ますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和6年2月1日に工事着手し、令和6年11月30日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号3、所在地は 笠名 岡 1166 番 1 外 1 筆、登記地目、現況地目、共に畑で 652 m<sup>2</sup>の売買による所有権移転の案件です。

申請人は大阪府中央区の法人です。

転用の事由及び施設は、再生可能エネルギー事業を行っており、事業拡大のため、太陽光発電施設を建設したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可日直後に工事着手し、令和6年7月31日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号4、所在地は 浜田 <sup>いちまんど</sup>市万渡59番、登記地目、現況地目、共に田で 667 m<sup>2</sup>の売買による所有権移転の案件です。

申請人は大阪府中央区の法人です。

転用の事由及び施設は、再生可能エネルギー事業を行っており、事業拡大のため、太陽光発電施設を建設したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可日直後に工事着手し、令和6年7月31日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号5、所在地は 犬石 巴 26 番、登記地目、現況地目、共に畑で 760 m<sup>2</sup>の売買による所有権移転の案件です。

申請人は大阪府中央区の法人です。

転用の事由及び施設は、再生可能エネルギー事業を行っており、事業拡大のため、太陽光発電施設を建設したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供

する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可日直後に工事着手し、令和6年7月31日に完了予定になっていきますので、該当しないと考えられます。

整理番号6、所在地は香田中355番外1筆、登記地目、共に田、現況地目、共に畑で合計862㎡の売買による所有権移転の案件です。

申請人は広島市西区の法人です。

転用の事由及び施設は、再生可能エネルギー事業を行っており、太陽光発電施設を建設し、電力供給とCO2排出削減に貢献したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていきますが、令和6年2月1日に工事着手し、令和6年5月31日に完了予定になっていきますので、該当しないと考えられます。

全ての案件において、

農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

よって、「許可相当」と判断します。

説明は以上です。

議長 整理番号1及び2については、保養所を建設するための申請になります。

5番委員、ご意見等ございますか。

5番委員 現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長 該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員 現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

担当推進委員 現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長 整理番号3については、太陽光発電施設を建設するための申請にな

ります。

7番委員、ご意見等ございますか。

7番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

整理番号4については、太陽光発電施設建設するための申請になります。

9番委員、ご意見等ございますか。

9番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

整理番号5については、太陽光発電施設を建設するための申請になります。

5番委員、ご意見等ございますか。

5番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

整理番号6については、太陽光発電施設を建設するための申請になります。

9番委員、ご意見等ございますか。

9番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、整理番号1から6について一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第4議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

資料の7ページから8ページ、整理番号1から13について審議します。

そのうち、整理番号1の案件は、農業委員に関する案件です。農業委員会法第31条の規定による、議事参与の制限にあたりますので、審議開始から終了までは、農業委員には退席をお願いします。

農業委員退席により、暫時休憩といたします。

(農業委員 退席)

休憩前に引き続き、会議を再開します。整理番号1について審議します。それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号1 所在地は、沼 笹山 1768 番 地目は田で、面積 2,081 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は1等米 62 kg、10a 当たり 30 kgです。貸付者は西長田にお住まいの方、借受者は館山の方です。設定の期間は令和6年2月1日から令和11年1月31日までの5年間で、新規設定です。

以上、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律 附則第5条第1項の規定に基づき、施行後2年間の経過措置を適用し、改正前の法第18条第3項の各要件については、満たしていると考えます。説明は以上です。

説明が終わりました。質問、意見等ございますか？

質問、意見等ないので、お諮りいたします。

事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

「承認」とする者全員（又は多数）」と認め、「承認」として、決定いたします。

農業委員の入室により、暫時、休憩とします。

（農業委員 着席）

休憩前に引き続き、会議を再開します。残りの案件について審議します。事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号2 所在地は、西長田 両木 1267 番 地目は田で、面積2,080㎡、使用貸借権の設定です。貸付者は市原市にお住まいの方、借受者は東長田の方です。設定の期間は令和6年2月1日から令和16年1月31日までの10年間で、新規設定です。

整理番号3 所在地は、西長田 仲田 1222 番 地目は田で、面積3,117㎡、賃貸借権の設定で、賃料は米60kg、10a当たり19kgです。貸付者は西長田にお住まいの方、借受者は東長田の方で、設定の期間は令和6年2月1日から令和16年1月31日までの10年間で、新規設定です。

整理番号4 所在地は、南条 作田 816 番 地目は田で、面積2,570㎡、賃貸借権の設定で、賃料は1等米90kg、10a当たり35kgです。貸付者は東長田にお住まいの方、借受者も東長田の方で、設定の期間は令和6年2月1日から令和16年1月31日までの10年間で、新規設定です。

整理番号5 所在地は、佐野 下ノ作 273 番 外2筆 地目は田で、合計面積1,665㎡、賃貸借権の設定で、賃料は21,540円、10a当たり12,937円です。貸付者は大神宮にお住まいの方、借受者は竜岡の方で、設定の期間は令和6年2月1日から令和11年1月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号6 所在地は、笠名 岡 1169 番 外1筆 地目は畑、田で、合計面積1,139㎡、賃貸借権の設定で、賃料は玄米30kg、10a当たり29kgです。貸付者は笠名にお住まいの方、借受者も笠名の方で、設定の期間は令和6年2月1日から令和9年1月31日までの3年間で、再設定です。

整理番号7 所在地は、竹原 田村 2929 番 外4筆 地目は田で、合

計面積 11,933 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 30 kg、10a 当たり 3 kg です。貸付者は竹原にお住まいの方、借受者は藪の方で、設定の期間は令和 6 年 2 月 1 日から令和 12 年 1 月 31 日までの 6 年間で、再設定です。

整理番号 8 所在地は、藪 中田 970 番 地目は田で、面積 1,449 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 1 等米 45 kg、10a 当たり 31 kg です。貸付者は藪にお住まいの方、借受者も藪の方で、設定の期間は令和 6 年 2 月 1 日から令和 12 年 1 月 31 日までの 6 年間で、再設定です。

これ以降は、農地中間管理事業による利用権設定です。出し手と、中間管理機構である公益社団法人 千葉県園芸協会と、受け手の三者一括方式での設定となります。

整理番号 9 所在地は、広瀬 伊田原 1623 番 地目は田で、面積 1,994 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 9,970 円、10a 当たり 5,000 円です。出し手は広瀬にお住まいの方、受け手は北条の方で、設定の期間は令和 6 年 2 月 1 日から令和 11 年 1 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 10 所在地は、腰越 北 828 番 1 地目は田で、面積 2,189 m<sup>2</sup>、使用貸借権の設定です。出し手は腰越にお住まいの方、受け手は北条の方で、設定の期間は令和 6 年 2 月 1 日から令和 11 年 1 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 11 所在地は、腰越 北 829 番 1 外 1 筆 地目は田で、合計面積 1,989 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 9,945 円、10a 当たり 5,000 円です。出し手は神奈川県横浜市にお住まいの方、受け手は北条の方で、設定の期間は令和 6 年 2 月 1 日から令和 11 年 1 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 12 所在地は、大戸 横枕 295 番 地目は田で、面積 1,024 m<sup>2</sup>、使用貸借権の設定です。出し手は南条にお住まいの方、受け手は作名の方で、設定の期間は令和 6 年 2 月 1 日から令和 16 年 1 月 31 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 13 所在地は、高井 上畑作 1769 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 815 m<sup>2</sup>、使用貸借権の設定です。出し手は正木にお住まいの方で、受け手は八幡の法人です。設定の期間は令和 6 年 2 月 1 日から令和 11 年 1 月 31 日までの 5 年間で、再設定です。

以上 12 案件、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律 附則

第5条第1項の規定に基づき、施行後2年間の経過措置を適用し、改正前の法第18条第3項の各要件については、満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

計画どおり決定とする者全員と認め、農用地利用集積計画を「承認」いたします。

つづきまして、議事日程第5議案第5号「館山市農業委員会農地利用最適化推進委員の欠員に伴う委嘱について」を議題とします。

資料の9ページについて審議します。

事務局より説明をお願いします。

副主幹

ただいまから、委嘱状の交付を行います。

農地利用最適化推進委員 様、自席でご起立をお願いいたします。

会長、委嘱状を朗読し、農地利用最適化推進委員に手渡す。バッジも手渡す。

簡単に自己紹介をお願いします。

推進委員

自己紹介

議長

つづきまして、報告事項第1号、「農地法第18条第6項の規定による合意解約について」を報告します。

資料の10ページ、整理番号1から2について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号1と2は同じ案件ですので、まとめて説明します。整理番号1は出し手と農地中間管理機構の解約、整理番号2は受け手と農地中間管理機構の解約になります。

所在地は、大井 小田辺 1713 番 地目は田、面積 1,957 m<sup>2</sup>について、合意解約が成立、解約理由は、出し手である所有者自身が耕作することとしたためです。

説明は以上です。



議 長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第1号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第2号「農地移動適正化あっせんの申出について」を報告します。

資料の11ページ、整理番号1について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の11ページ、整理番号1 所在地は 佐野 郷原 94 番 2 外 1 筆、登記地目、現況地目、共に畑で合計面積は 878 m<sup>2</sup>です。

申出者は市内川名にお住まいの方です。

申出理由は、耕作することができないためとのことです。

説明は以上です。

議 長

説明のとおり、あっせんの申し出がありましたので、あっせん委員を2名指名します。

あっせん委員については、担当地区の農地利用最適化推進委員2名をお願いすることになっておりますので、整理番号1については神戸地区ですので、鈴木隆雄推進委員と川口実推進委員をお願いします。

何か、不明な点がありますか。

無いようですので、第4号の報告を終わります。

以上で、第1回 館山市農業委員会総会を閉会いたします。皆様、ご苦労様でした。

閉 会

16時50分

農業委員会等に関する法律第27条の規定により署名する。

館山市農業委員会会長 杉 田 恒 雄

館山市農業委員会委員 寺 田 隆 雄

館山市農業委員会委員 三 上 莫 男

